

# 「医療労務コンサルタント研修」 伝達研修を開催

## 医療業界の労務管理分野における業務領域拡大に向けた 全国的取組みをスタート!



連合会は2月25、26日の2日間、東京會館（東京都千代田区）において、都道府県会会長から推薦された者（伝達研修受講者）を対象に「『医療労務コンサルタント研修』伝達研修」（以下「伝達研修」という）を開催した。

連合会では、大西会長の施策として取組みを推進している社労士制度推進戦略室の基本的スタンスの中に「社労士の業務領域の拡大」と「社会貢献活動」を掲げているが、その具体的なものが医療業界の労務管理分野への取組みである。

この取組みでは、まず医療関係団体との連携推進として、大西会長が昨年12月に坂本すが・日本看護協会会長（本誌1月号22、23頁参照）を、本年1月には横倉義武・日本医師会会長（本誌3月号14頁参照）を訪問し、会談を行った。

この動きと並行して、社労士が医療業界に参入するためには、医療機関における労務管理の特殊性や実務に関する知識を習得していることが不可欠であることから、新たに「医療労務コンサルタント研修」を社会保険労務士総合研究機構（所長：村田毅之（松山大学法学部教授））と連携して創設し、カリキュラムの策定や教材の作成を進めてきた。

今後は伝達研修受講者が講師となり、所属の都道府県会において所属会員を対象とした「医療労務コンサルタント研修」を実施していく。

この研修の修了者は、連合会会長名の修了証が交付された後、医療労務コンサルタントとして医療業界の労務管理分野における業務領域拡大及び社会貢献活動<sup>(※)</sup>という役割を果たしていくことになる。

以下、伝達研修の概要を紹介する。

※社会貢献活動の一つとして、都道府県会から「医療勤務環境改善支援センター」（以下「センター」という）の医療労務管理アドバイザーとなることを依頼する場があるため、予めご理解いただきたい。

### [センターの概要]

センターは、医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、厚生労働省が勤務環境改善に向けた取組みを進める医療機関に対する総合的な支援体制として、平成26年度から順次各都道府県に設置（都道府県により実施体制は異なる）するもの。センターには、労務管理面でのアドバイザーとして社労士が配置される見通しとなっており、連合会としては、社会貢献活動として、今後の業務領域拡大を見据えて協力することとしている。

## 伝達研修 1 日目

13:00~18:00

### 1-1 挨拶 13:05~13:15

全国社会保険労務士会連合会 帆士 宣洋 副会長



開始に先立ち、帆士宣洋副会長から挨拶が行われた。

#### ●挨拶要旨

「医療労務コンサルタント研修」が行われる背景と目的の2つをお話いたします。

現在、大西会長のもとで社労士制度推進戦略室が創設され、『月刊社労士』でご案内のとおり、5つの基本的スタンスに基づき、事業を進めています(本誌2013年12月号2~5頁参照)。

その中に、全国3万8,000人を超える社労士の業域拡大が最重要課題として掲げられています。

この研修は、47都道府県に設置されるセンターにおける労務管理面でのアドバイザーとして社労士を配置するという社会貢献活動のためだけではなく、医療業界への参入へ向けた基盤固めとして実施するものです。

現在、医療機関は、医師の偏在化、勤務医の過重労働、看護職員不足をはじめとした様々な問題を抱えています。

これまで政府は、労働基準法を中心とした取締まり法規をもって、この問題に携わってきましたが、法規的な部分だけでは、勤務環境の改善がなされないことから、平成26年度以降に医療法を改正して対応していくことになりました。医療法の改正は多岐にわたりますが、我々に関係するところでは、厚生労働省が、勤務環境改善を図るためのガイドラインを策定し、PDCAサイクル型のマネジメントシステムに基づいて、各医療機関が自主的に取り組むことになりました。センターは、勤務環境改善に向け

た医療機関の取組みをバックアップするために47都道府県に設置され、労務管理面のアドバイザーとして、社労士が配置される見通しになりました。

ただし、センターだけでは、全国に11万程度ある医療機関には対応しきれないと想定されます。政府としては、すべての医療機関を対象としているものの、医療機関で自主的に改善していくとなると、相当な人的資源がないとなかなか取り組めず、ほとんどの医療機関は取組みの外に置かれてしまうと思われます。

そこで、連合会では、都道府県会において、政府の取組みへの協力とは別に、例えば医療労務ホットライン(仮称)をはじめとする、社労士が医療機関における経営者の相談に直接対応するための仕組み作りを検討しています。この対応に加え、都道府県や地域の医療団体からセミナー依頼や相談会の依頼があった場合は、本研修修了者に担っていただきたい。

また、社労士の皆さまには、今回の研修を契機に医療業界に積極的に進出していただきたい。

従いまして、政府に協力する社会貢献活動という意味合いに加え、医療業界への業務領域の拡大が研修実施の大きな目的となっております。

皆さまには、所属会において同様の研修を実施していただいた後、都道府県ごとに、積極的に医療業界への開拓を行っていただきたいと考えております。

### 1-2 研修の趣旨説明 13:15~13:25

事業開発委員会 若林 正清 委員長



続いて、若林正清委員長から研修の趣旨説明がなされた。

#### ●発言要旨

本研修を実施する大きな目的は、「私たち社労士が医療業界へ参入し業務領域を拡大するために必要となる医療機関の労務管理に特化した実務上の知識



を習得する」ことにあります。

現在、医療業界は、少子高齢化に加えて医療ニーズが多様化し、医師や看護職員などの方々1人当たりの負担が年々増加しております。そのような医療現場の勤務環境を原因として離職される方々が増加し、人手不足を招くという悪循環が生じている状況であります。

国民が将来にわたり、質の高い医療サービスを受けるためには、この悪循環を一刻も早く改善する必要があることから、政府においては医師や看護職員の方々の勤務環境を改善し、人材の確保・定着へ繋げるという方向性が強く打ち出されております。これは労務管理の専門家である私たち社労士が、医療業界との関わりを深める機会であると捉えております。

社労士が医療業界に進出するには、まず私たち一人ひとりが人命に関わる業務を行う医療業という業界特有の勤務環境を正しく理解し、そこで生じる労務管理上の問題点を的確に把握し、実務に詳しい専門家としての知識・能力を備えることが求められるところであります。

また、伝達研修終了後、ご協力いただきたい事項について説明します。一つは、所属会主催の本研修の講師を務めていただくことであり、もう一つは、所属会の要請に応じて、厚生労働省が設置するセンターにおける医療労務管理アドバイザーにご協力いただくことです。

平成26年度より順次、センター内に労務管理面でのアドバイザーが配置されることとなっており、基本的には私たち社労士がアドバイザーとなる見通しとなっていることから、連合会も社会貢献活動として今後の業務領域拡大を見据えて協力すべきであると考えております。

また、今後、医療機関の関係者の方と私たち社労士が顔を合わせる機会を設け、社労士について広く認識してもらうために、連合会及び所属会と医療関係団体などとの連携事業が全国的に継続的に行えるような構想を形にすべく、現在、事業開発委員会及び医療労務管理部会にて議論しているところです。

今後、事業の実施の際には、是非とも研修を修了した方にご参加いただきたく、お願い申し上げます。

本日は医療業界の労務管理に社労士がより関与していくスタートの日となります。何卒趣旨をご理解いただき、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

### 1-3 医療機関の勤務環境改善に向けた取組みについて (制度改正に向けた検討状況など)

13:25~13:55

厚生労働省 医政局総務課・看護課、労働基準局労働条件政策課  
中野 孝浩 医療労働企画官



続いて、医療機関の勤務環境改善に向けた取組みについて、厚生労働省の中野孝浩医療労働企画官より説明がなされた。

本講義の中で中野氏は、「医療機関の勤務環境改善のために必要なことは、関係者が医療現場を働きやすくするという共通の目標をもち、そうしたニーズの実現のために診療報酬、助成金をはじめ様々な制度をうまく活用すること、また、都道府県、労働局、医療関係団体、社労士、医業経営コンサルタントなど多様な関係者が地域レベル、全国レベルで連携することと捉えております。その中核機関である医療勤務環境改善支援センターの円滑実施に向けて、皆さまのご協力をいただきたい」と協力を呼びかけた。

#### 講義内容 (抜粋)

1. 「社会保障・税一体改革」での議論
  - ① 社会保障制度改革国民会議報告書抜粋
  - ② 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」
2. 医療分野の「雇用の質」向上プロジェクト報告
  - ① 医療をめぐる状況
  - ② プロジェクト報告
3. 制度改正の内容について
  - ① 医療法等改正の全体像
  - ② 医療機関の勤務環境改善
4. 今後について

## 1-4 医療提供体制と日本看護協会の取組みについて 13:55~14:25

日本看護協会 松月 みどり 常任理事



続いて、医療提供体制と日本看護協会の取組みについて、日本看護協会の松月みどり常任理事より説明がなされた。

本講義の中で松月氏は、「病院の長は医師であり、経営者の役割はあるものの、働き方・休み方のプロではありません。事務職も診療報酬には熱心だが、プロではありません。労働環境改善は非常に重要であり、皆さまお一人おひとりが、アドバイザーとして病院に入っただき、過酷な勤務体制から、勤務環境を改善するアドバイスをしていただきたい」と述べられた。

### 講義内容 (抜粋)

1. 介護の将来像 (地域包括ケアシステム)
2. 2025年に向かい増大するニーズ
3. ワーク・ライフ・バランスの推進
4. 日本看護協会の取組み
  - ・看護職のWLB推進ワークショップ事業



トルを提示する役割と、他の専門家の意見をまとめて解決に導くコーディネーターの役割をも有するため、幅広い知識が求められます。また、医療現場の勤務環境改善のための支援をするにあたっては、取組みではなく、改善の結果としてコンプライアンスに導くまでの道のりをともにするという意識が重要です」と述べられた。

### 講義内容 (抜粋)

1. はじめに
  - 医療従事者の勤務環境改善に向けた取組みについて
2. 医療機関の特殊性等
  - ① 病院組織
  - ② 医療機関の収入のしくみ (診療報酬)
  - ③ 労働条件について
  - ④ 変形労働時間制について
  - ⑤ シフトの組み方
  - ⑥ 処遇について
  - ⑦ 福利厚生について
3. 相談支援の留意点
4. 情報収集の方法
5. おわりに

## 1-5 医療機関の労務管理の特殊性及び相談支援を行う際の留意点について 14:35~16:20

厚生労働省「医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究」研究委員会委員  
埼玉県社会保険労務士会 福島 通子 氏

医療業界における政府の取組みや現状についての講義に続いて、医療機関の労務管理の特殊性及び相談支援を行う際の留意点について講義が行われた。

本講義の中で福島通子氏は、「社労士は、医療現場の意見を集約して整理し、良い方向へ向かうべく

## 1-6 医療機関の労務管理に関する相談事例 16:30~17:30

埼玉県社会保険労務士会 稲山 貞幸 氏





続いて、医療機関の労務管理に関する相談事例の紹介が行われた。

本講義の中で稲山貞幸氏は、「医療機関であっても労務管理の基本は他業種と同様で、社労士としての知識・経験を十分発揮できます。ただし、医療機関の特性は理解しておく必要があります。また、医療機関といっても多種多様であり、一つの事例が他の医療機関に当てはまるとは限りません。対象となる医療機関の個別の情報を入手し分析することが必要です。」と述べられた。

### 講義内容 (抜粋)

1. はじめに
2. 医療機関の労務担当者
3. 医療機関の労務管理における着眼点
  - ① 看護師等の人材確保
  - ② 医療人材の育成 (教育訓練)
  - ③ 医療機関・医療人としての職業倫理

## 1-7 グループワーク事前説明

17:30~18:00

埼玉県社会保険労務士会 稲山 貞幸 氏

2日目午後のグループワーク実施に向け、目的、グループ構成、テーマ発表、進め方等について説明がなされ、1日目の研修は終了となった。

## 伝達研修2日目

9:30~16:00

## 2-1 医療業界を取り巻く現状と日本医師会の取組みについて

9:30~10:00

日本医師会「勤務医の健康支援に関する検討委員会」委員長  
聖路加国際病院 保坂 隆 精神腫瘍科部長



研修2日目は、医療業界を取り巻く現状と日本医師会の取組みについて、日本医師会「勤務医の健康支援に関する検討委員会」保坂隆委員長の説明でスタートした。

本講義の最後に保坂氏から、「ぜひ社労士の皆さまに我々医療業界に参入していただきたいと思います。医師の職場環境改善の取組みであるワークショップも、社労士の方が講師として参加してから質が高まりました。改善の取組みは医療者と社労士が一緒になって進めていくべきと考えています。医療労務コンサルタントとしてのご活躍に期待しています。また、がんと就労が大きな問題となっており、現在32万人のがん患者が就労しています。この就労支援の分野でも一緒に取組みを進めていければと思います」との激励の言葉をいただいた。

### 講義内容 (抜粋)

1. 医者の不養生
2. 医師のうつ症状、自殺
3. 勤務医の健康支援に関する検討委員会の取組み
4. 就業環境改善ガイドライン作成の取組み

## 2-2 医療従事者の健康支援のための労務管理のポイント 10:00~12:00

日本医師会「勤務医の健康支援に関する検討委員会」委員  
東京都社会保険労務士会 村上 剛久 氏



保坂氏の講義の後、医療従事者の健康支援のための労務管理のポイントについて講義が行われた。

本講義の中で村上剛久氏は、「医師の過重労働は、医師不足に加え、患者第一に地域医療の維持を考える病院や勤務医の使命感、正義感から生じているといえます。このため、私たち社労士にとって重要なことは、労働基準法と個々の医療機関の実態との現

実的なすり合わせを行ったうえで、改善に向けたアドバイスをしていくことです」と述べられた。

### 講義内容 (抜粋)

1. 日本医師会「勤務医の健康支援に関する検討委員会」の取組み
2. 「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール」の概要
3. 各分野の解説
4. 労働環境改善に向けて
5. 医師のメンタルヘルス
6. メンタルヘルス対策の取組み

## 2-3 グループワーク 13:00~14:50



### 1. 議論・まとめ

参加者はA~Hまでのグループに分かれ、提示された事例に基づいた議論を行った後、発表に向けて結論に至った経緯や発表の仕方をまとめた。

#### ●事例内容

事例①部下の退職、膨大な業務でうつ病になった整形外科医Bさん

事例②妊娠を機に上司から心ない言葉を受けた女性外科医Cさん

事例③残業や休憩など、労働時間の算定に疑問を持つ看護師Fさん

### 2. 発表

議論をまとめた後、各グループ5分間で発表を行った。

## 2-4 グループワーク総括 15:00~15:50

各グループの発表後、事例①、②の総括を村上剛久氏、事例③の総括を福島通子氏、総合総括を稲山貞幸氏が行った。

## 2-5 修了証授与 15:50~15:55

全国社会保険労務士会連合会 大西 健造 会長



全てのカリキュラム終了後、連合会大西会長より、修了者を代表して佐賀会佐々木伸昌氏あてに修了証の授与が行われた。

## 2-6 挨拶 15:55~16:00

全国社会保険労務士会連合会 大西 健造 会長



最後に大西会長より挨拶を賜り、2日間にわたる「医療労務コンサルタント研修」伝達研修は無事終了した。

#### ●挨拶要旨

2日間、長時間に及ぶ研修お疲れさまでございました。連合会では、今回初めて、このような研修を開催いたしました。

全国の会員の皆さまも、社労士の業務領域拡大を目的とした研修に大きな関心をお持ちです。また、医療機関の信頼を獲得し、医療業界に参入するためには、医療機関の特性を十分理解する必要があります。伝達研修修了者の皆さまには、所属会に戻りましたら、今回の受講の成果をしっかりと伝達していただきたいと思います。